

人権教育・啓発中央省庁連絡協議会 ヘイトスピーチ対策専門部会・議事次第

日時 平成28年9月30日(金) 13:30～
場所 法務省集団処遇室(合同庁舎6号館A棟1階)

1 開会・挨拶

2 議事

- (1) ヘイトスピーチの現状に関する報告について

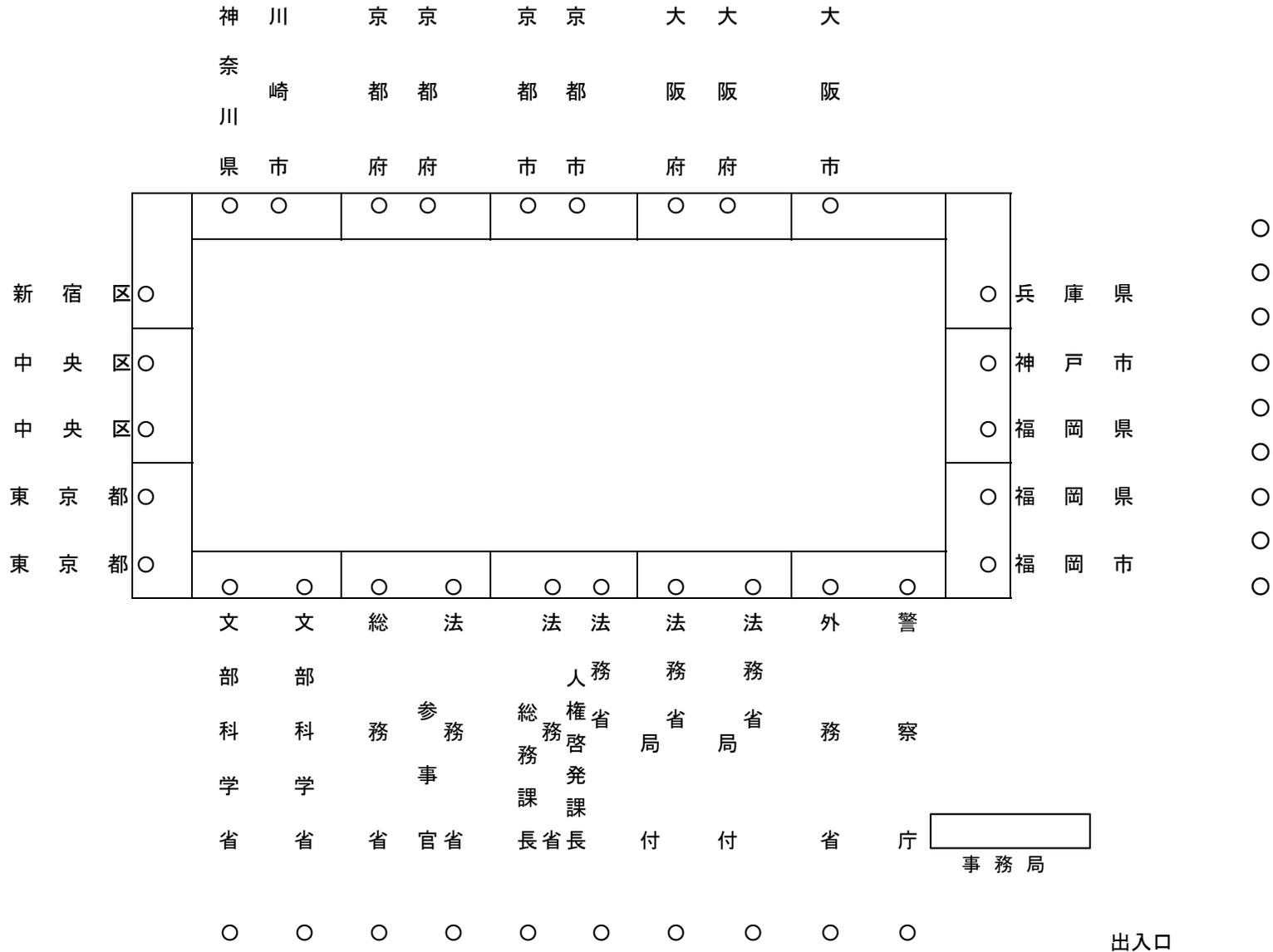
- (2) ヘイトスピーチの解消に向けた取組に関する報告について

- (3) 意見交換・質疑応答

3 閉会

人権教育・啓発中央省庁連絡協議会 ヘイトスピーチ対策専門部会 配席図

平成28年9月30日(金) 法務省集団処遇室(1階)



人権教育・啓発中央省庁連絡協議会の設置について

平成12年9月25日

関係省庁事務次官等申合せ

平成11年7月29日、人権擁護推進審議会から人権教育・啓発に関する施策の基本的在り方についての答申があり、同答申において、人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための一方策として、「国レベルにおいて、法務省、文部省及びその所掌事務との関連で人権にかかわる啓発活動を行っている府省庁等がそれぞれの教育・啓発活動についての情報を交換し連携するための方策を協議し、人権教育・啓発の総合的な推進を図る連絡協議体制を整備することが肝要である。」との提言がなされた。

そこで、同答申を受けて、人権にかかわる教育・啓発活動を行っている府省庁等が、その役割を相互に認識し、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するとの観点から、それぞれの教育・啓発活動に関する情報を交換し、その密接な連携・協力を図るため、人権教育・啓発中央省庁連絡協議会（以下「協議会」という。）を設けることとする。

記

- 1 協議会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 法務事務次官

副議長 法務省人権擁護局長

文部省生涯学習局長， 初等中等教育局長

総務庁長官官房審議官

構成員 内閣総理大臣官房審議官， 外務省総合外交政策局国際社会協力部長， 厚生省社会・援護局長， 農林水産省構造改善局長， 通商産業省中小企業庁次長， 郵政大臣官房長， 労働大臣官房政策調査部長， 自治大臣官房総務審議官， 警察庁長官官房長， 北海道開発庁計画監理官， 防衛庁人事教育局長， 環境庁企画調整局長， 人事院管理局総務審議官

2 協議会に幹事会を置く。幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長 法務省人権擁護局総務課長

副議長 法務省人権擁護局人権啓発課長

文部省生涯学習局社会教育課長，文部省初等中等教育局小学校課長
総務庁長官官房地域改善対策室長

構成員 内閣総理大臣官房内政審議室障害者施策推進本部担当室長，内閣総理大臣官房男女共同参画室長，外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長，厚生省社会・援護局地域福祉課長，農林水産省構造改善局農政部構造改善事業課長，通商産業省中小企業庁計画部振興課長，郵政大臣官房秘書課長，労働大臣官房政策調査部総合政策課長，自治大臣官房企画室長，警察庁長官官房総務課長，北海道開発庁アイヌ施策室長，防衛庁人事教育局教育課長，環境庁企画調整局企画調整課長，人事院管理局研修企画課長

3 幹事会には、人権教育・啓発に係る特定の事項について専門的な検討を行うため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

専門部会には、幹事会の関係構成員のほか、関係者の出席を求めることができる。

4 協議会の庶務は、文部省生涯学習局社会教育課・同初等中等教育局小学校課及び総務庁長官官房地域改善対策室の協力を得て、法務省人権擁護局において処理する。

5 前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(注)

1 協議会の構成員を次のように変更（平成13年3月8日幹事会報告）

文部省生涯学習局長（副議長）→文部科学省生涯学習政策局長（副議長）

文部省初等中等教育局長（副議長）→文部科学省初等中等教育局長（副議長）

郵政大臣官房長，自治大臣官房総務審議官，総務庁長官官房審議官（副議長）

→総務省大臣官房審議官（副議長）

内閣総理大臣官房審議官→内閣府大臣官房審議官

厚生省社会・援護局長，労働大臣官房政策調査部長→厚生労働省政策統括官

農林水産省構造改善局長→農林水産省経営局長

通商産業省中小企業庁次長→経済産業省中小企業庁次長

北海道開発庁計画管理官→国土交通省大臣官房長

環境庁企画調整局長→環境省総合環境政策局長

人事院管理局総務審議官→人事院人材局長

2 幹事会の構成員を次のように変更（平成13年3月8日幹事会報告）

文部省生涯学習局社会教育課長（副議長）

→文部科学省生涯学習政策局社会教育課長（副議長）

文部省初等中等教育局小学校課長（副議長）

→文部科学省初等中等教育局児童生徒課長（副議長）

郵政大臣官房秘書課長，自治大臣官房企画室長，

総務庁長官官房地域改善対策室長（副議長）

→総務省大臣官房地域改善対策室長（副議長）

内閣総理大臣官房内政審議室障害者施策推進本部担当室長

→内閣府政策統括官（総合企画調整担当）障害者施策担当参事官

内閣総理大臣官房男女共同参画室長→内閣府男女共同参画局総務課長

外務省総合外交政策局国際社会協力部人権難民課長

→外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課長

厚生省社会・援護局地域福祉課長，労働大臣官房政策調査部総合政策課長

→厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官

農林水産省構造改善局農政部構造改善事業課長→農林水産省経営局構造改善課長

通商産業省中小企業庁計画部振興課長→経済産業省中小企業庁事業環境部財務課長

北海道開発庁アイヌ施策室長→国土交通省大臣官房参事官（労務担当）

環境庁企画調整局企画調整課長→環境省総合環境政策局総務課長

人事院管理局研修企画課長→人事院人材局研修調整課長

3 協議会の構成員を次のように変更

(平成14年4月1日発効・平成14年3月12日幹事会報告)

総務省大臣官房審議官(副議長)→総務省大臣官房長

4 幹事会の構成員を次のように変更

(平成14年4月1日発効・平成14年3月12日幹事会報告)

総務省地域改善対策室長(副議長)→総務省大臣官房企画課長

5 幹事会の構成員を次のように変更

(平成16年4月1日発効・平成16年7月28日幹事会報告)

内閣府政策統括官(総合企画調整担当)障害者施策担当参事官

→政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(総括担当)

6 協議会の構成員を次のように変更

(平成17年4月1日発効・平成17年9月15日幹事会報告)

内閣府大臣官房審議官→内閣府大臣官房総括審議官

7 協議会の構成員を次のように変更

(平成18年8月1日発効・平成18年9月8日幹事会報告)

外務省総合外交政策局国際社会協力部長→外務省総合外交政策局長

8 幹事会の構成員を次のように変更

(平成18年7月31日発効・平成18年9月8日幹事会報告)

防衛庁人事教育局教育課長→防衛庁人事教育局人材育成課長

(平成18年8月1日発効・平成18年9月8日幹事会報告)

外務省総合外交政策局国際社会協力部人権人道課長

→外務省総合外交政策局人権人道課長

9 協議会の構成員を次のように変更

(平成19年1月9日発効・平成19年3月23日幹事会報告)

防衛庁人事教育局長→防衛省人事教育局長

10 幹事会の構成員を次のように変更

(平成19年1月9日発効・平成19年3月23日幹事会報告)

防衛庁人事教育局人材育成課長→防衛省人事教育局人材育成課長

11 幹事会の構成員を次のように変更

(平成22年4月1日発効・平成22年11月29日幹事会報告)

文部省生涯学習政策局社会教育課長 (副議長)

→文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 (副議長)

12 幹事会の構成員を次のように変更

(平成23年9月1日発効・平成23年10月28日幹事会報告)

農林水産省経営局構造改善課長→農林水産省経営局就農・女性課長

13 幹事会の構成員を次のように変更

(平成24年4月1日発効・平成24年10月19日幹事会報告)

文部省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 (副議長)

→文部科学省生涯学習政策局社会教育課長 (副議長)

14 幹事会の構成員を次のように変更

(平成26年5月30日発効・平成26年10月20日幹事会報告)

人事院人材局研修調整課長→人事院人材局研修推進課長